

地方消費者行政推進交付金の制度概要

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援
(「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」)
- 地域の事情に応じた取組が可能となるよう、メニュー方式により支援
- 国から提案する政策テーマに応じて、地方自治体が企画する先駆的プログラムを実施
- 毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県は3分の2まで)
- 交付金の配分に当たりインセンティブを付与(相談体制の質の向上、相談員の処遇改善)
- 基金と異なり、単年度ごとに精算(やむを得ない場合は繰り越し)

○地方消費者行政活性化基金		
20年度2次補正 150億円	21年度補正 80億円	
24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会※)	24年度補正 60.2億円	
25年度当初 5億円(一般会計) / 7.3億円(復興特会※)	25年度補正 15億円	
26年度当初 30億円(一般会計) / 7.0億円(復興特会※)		
○地方消費者行政推進交付金		
26年度補正 20億円		
27年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)	27年度補正 20億円	
28年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)	28年度補正 20億円	

※被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

約493億円

事業メニュー

- 1. 消費生活相談機能整備・強化事業**
 - ・消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
 - ・専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
 - ・商品テスト機能の強化
 - ・裁判外紛争処理機能の強化
- 2. 消費生活相談員養成事業**
 - ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成
- 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業**
 - ・消費生活相談員等の研修
- 4. 消費生活相談体制整備事業**
 - ・消費生活相談員の配置・増員、処遇改善
- 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業**
 - ・都道府県による市町村支援
- 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業**
 - ・消費者教育の推進
 - ・地域の見守りネットワーク推進
 - ・地域のリーダー育成
 - ・消費者団体の支援
 - ・事業者指導や法執行強化
 - ・先駆的プログラム等
- 7. 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務**
 - ・事業者への立入調査

事業の概要

